

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和5年1月16日(月) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員 16 名
出席委員 1 番 松田 明久 2 番 木野 浩之
3 番 永井 英男 4 番 石黒 正幸
5 番 井口 喜裕 6 番 永田 勝美
7 番 西村 淳子 8 番 天野 智康
9 番 村松 恵美子 10 番 荻原 克夫
11 番 鈴木 稔 12 番 加藤 元章
13 番 金原 純一郎 14 番 渥美 敦子
15 番 石川 智康 16 番 安間 啓一

3 事務局 産業部長 1 人
農政課長 1 人
参事兼農地利用係統括係長 1 人
主幹兼農地整備統括係長 1 人
農地利用係長 1 人
農地利用係主任 1 人
農地利用係主事 1 人
農業経営指導マネージャー 1 人

4 議 事

事務局 (木根) それでは、ただいまから1月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから1月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、
総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「1番 松田明久 委員」、
「2番 木野浩之 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

岡崎 []、畑、[]m²、
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

岡崎 []、畑、[]m²、ほか5筆、計 []m²
[] から [] への所有権移転になります。

【3】

浅羽 []、田、[]m²、他1筆、計 []m²
[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地につきましては、山崎地内の畑を [] が
集団的に借り受け耕作しているものです。

【4】

大野 []、畑、[]m²、ほか1筆、計 []m²
[] から [] への所有権移転になります。

以上、計4件、[]m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

荻原委員

1番と2番の説明をさせていただきます。

岡崎の [] さんが、1番は [] さんから、2番は [] さんからの
所有権移転となります。ここは人・農地プランを計画している区域の隣にな
っております。今後、区域が広がっていった場合、本人も理解していると思
いますが、協力していただくよう確約していただきたいと思います。

よろしくご審議ください。

加藤委員

3番の説明をいたします。場所は []
[] になります。[] さんから [] への所有権移転となります。

この場所は、[] がドジョウを養殖していた場所ですが、水田に戻し
て、稲作を行うということで、問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

安間委員

4番の説明をいたします。場所は大野で、[] さんから [] さん
への所有権移転となります。[] さんは重機を所有していて、自ら荒廃農地
を開墾して耕作を行っております。

問題ないと思います。
ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

安間委員 3番の案件ですが、[REDACTED]が以前、ドジョウを飼っていた場所だと思
いますが、また、温室でメダカを飼っている人もいるようですが、業とし
ては何になるのですか。農地でそのように飼ってもよいのか教えてください。

事務局 (芝崎) 過去にもドジョウを飼っていた案件もありまして、全て不可というわけ
ではなく、休耕状態で行う分には問題ないと思いますが、形状を変えて大
がかりに行うことであれば難しいことになります。転用をしてまでやろう
という方はいないと思っております。
様々なケースがあると思われるので、その都度、地元の農業委員さん
と相談しながら対応していきたいと思えます。

会長 今、事務局から説明がありましたように、野菜の栽培と同じようにメダ
カ、金魚を飼うのはよいのか、農業委員として回答するのが困ってしま
います。今後、検討する必要があるようでしたら、事務局お願いいたしま
す。

事務局 (芝崎) 業として行っている人、趣味で行っている人があると思いますが、今
後、該当案件については、地元の農業委員さんと相談しながら進めていき
たいと思えます。

会長 その他、質問はございませんか。

それでは、ほかに質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員に
よる採決を行います。お諮りいたします。

議第1号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ござ
いせんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第1号については、承認することに決しました。

次に、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

川井■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■がアパート駐車場敷地として、転用申請するもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計1件、畑、■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

木野委員

1番の説明をいたします。場所は、川井地区で■■■■になります。

今回の申請は、申請者の■■■■さんがアパート駐車場敷地としての申請になります。始末書の提出がありますが、本人も農地とは知らず、既に農地を駐車場として利用していたということでございます。悪意があったものでもないと思われ、当地については、用途地域内で区画整理済地でもあり、周辺も宅地となっております。

ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第2号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第2号については、承認することに決しました。

次に、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と

いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

高尾[]、畑、[]㎡、ほか1筆、計[]㎡につきましては、[]ほか1名から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、申請地は、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

豊沢[]、畑、[]㎡、ほか1筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【3】

田町一丁目[]、田、[]㎡につきましては、[]ほか1名から[]へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、近隣商業地域に指定されており、第3種農地に該当します。また、申請地は昭和59年7月30日付で貸店舗用敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【4】

萱間[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]ほか1名へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

上山梨[]、畑、80㎡につきましては、[]から[]へ所有権贈与を行い、住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【6】

宇刈 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、「にじみだし」の要件に該当します。

【7】

浅名 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

浅名 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【9】

松原 []、田、 [] m²につきましては、 [] ほか1名から [] へ所有権移転を行い、倉庫・作業所敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。また、申請地は昭和55年10月6日付で倉庫敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

以上、計9件、田、 [] m²、畑、 [] m²でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員 1番の説明をいたします。場所は、高尾 [] になります。 [] になります。 [] さんから [] さんへの自己用住宅敷地として所有権移転の申請になります。生活排水は公共下水に流します。特別問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて2番の説明をいたします。申請地は、豊沢 [] になります。場所は、 [] になります。 [] さんから [] さんへの自己用住宅敷地として所有権移転の申請になります。生活排水は、合併浄化槽から道路側溝へ流します。

特別問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

永井委員 3番の説明をいたします。申請地は田町一丁目、[]になります。昭和59年に農地法第5条の転用許可を受けた場所の計画変更となります。[]ほか1名から[]への貸駐車場敷地としての所有権移転の申請となります。雨水は隣接する東側の道路側溝へ流す計画です。既に周辺は住宅地となっております。特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

天野委員 4番の萱間の説明をいたします。場所は、[]になります。[]さんが自己用住宅を計画しております。排水は東側の道路側溝へ流します。特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

鈴木稔委員 5番の説明をいたします。申請地は上山梨で[]になります。[]さんから[]さんへの所有権贈与になります。前回、建売住宅の申請があったところの隣地になります。駐車スペースが狭いため、奥の土地を駐車スペースとして、所有権贈与で拡張するとのこと。雨水等は自然浸透ということで、別に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

続いて6番の説明をいたします。申請地は、宇刈で[]になります。[]さんから息子さんへ自己用住宅敷地として使用貸借になります。現在、親の住んでいる土地のなかの農地に自己用住宅を建つため申請がありました。生活排水等は東側の排水路に流します。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

加藤委員 7番、8番の説明をいたします。場所は浅名で[]になります。7番は父親の[]さんから息子の[]さんへの使用貸借で、8番は[]さんから[]さんへの所有権移転で、自己用住宅敷地にするための申請です。[]さんと[]さんの土地に住宅とガレージを建築する計画です。生活排水は、道路東側の公共下水道、雨水は道路側溝へ流す計画となっております。問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

石川委員 9番の説明をいたします。[]さんから[]さんへの所有権移転です。場所は、[]になります。周りは、ほとんど倉庫になっておりまして、南側に田がありますが、倉庫ということで、排水は雨水のみとなり、東側の道路側溝に流します。問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第3号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第3号については、承認することに決しました。

次に、議第4号「袋井市農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(荒浪)

第4号関係の資料をご覧ください。

今回の改正は、地方公共団体の中には行政委員会というものがありまして、これは選挙管理委員会、公平委員会、教育委員会、農業委員会等があります。これらの機関において、同様な手続きを行っております。

参考資料をご覧ください。

これは、11月の市議会で報告されたものであります。

法改正の概要ですが、令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、個人情報の保護に関する法律が改正されました。この改正に伴いまして、従来の国の行政機関、独立行政法人等、民間企業、また地方公共団体のそれぞれ分かれていた規程が、新個人情報保護法に統合され、全国的な共通ルールとなりました。

もう少し分かりやすくご説明いたしますと、民間機関、行政機関が保有しているさまざまなデータがございます。この異分野のデータを掛け合わせて、サービスの開発に使えるようにするというところで、ビックデータのルールを統一し、活用を促すために個人情報保護法が改正されております。個人情報保護とデータの流通に必要な全国的な共通ルールを構築することを目的としております。

地方公共団体に対して新個人情報保護法が直接適用されることが示され、これについては官民統合のイメージになりますが、左から国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者が今までばらばらの個人情報を使ってお

りました。地方公共団体につきましては、条例をそれぞれ制定しまして、これを使って個人情報の取り扱いをしてきました、このような実態がございます。

この改正によりまして、資料の改正後のところを見ていただくと、これからは国、独立行政法人、民間事業者、地方自治体、全てが新しい個人情報保護法に一本化されるということになります。

地方自治体におきましては条例に基づいて行っておりましたが、今後は法律の直接適用となります。

新個人情報保護法に伴う例規整備になりますが、令和5年の4月1日から個人情報保護法が直接適用されます。

これまでの袋井市の個人情報保護条例を廃止いたしまして、新しい条例を制定いたします。この新しい条例については、法の施行に関して委託された事項のみを定めていくことになります。

資料の2ページでは、どのような内容を定めていくのかを説明いたします。条例の第3条になりますが、開示請求の手続を条例で定めていくことになります。第4条では、開示決定等の期限に関する特例を定めることになります。

資料の3ページでは、第5条で開示請求に係る手数料等を定め、第6条では、情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めることとなります。

最後の説明になりますが、資料の4ページをご覧ください。

今回、個人情報保護法の施行条例に合せまして、これまで市が定めておりました情報公開審査会と個人情報保護審査会の二つの審査会がありましたが、今回の法律改正に伴い、この二つの審査会が統合されまして、袋井市情報公開・個人情報保護審査会となり、一本化された審査会の中で審議を行っていく体制を整えていくこととなります。

今回提出の議案になりますが、農業委員会で定める規程について御説明いたします。

規程第2条をご覧くださいますと法及び条例の施行に関する手数料等については、袋井市個人情報の保護に関する法律等施行規則の例によるということで、これまでと同様に袋井市の例規に準じて進めていくこととなります。また、従来の袋井市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程については、廃止となります。

以上、ご審議お願いいたします。

会長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

荻原委員

実際、個人情報審査会の請求はあるのですか。

事務局
(荒浪) 審査会につきましては、基本的には外部利用を行う場合について、総務課で行う個人情報保護審査会に諮問して、了解を得られれば、外部利用ができるという事になります。

荻原委員 請求はあるのですか。どのような場合ですか。

事務局
(荒浪) 個人情報につきましては、個人の同意が得られていれば、外部での提供が可能なのですが、目的外利用ということで、本来の目的でない使い方をする場合で本人の同意が得られていない場合は、公益に資するものであるかということを審査するために、委員会に諮っておりまして、年3回程度開催され、1回の審査会の中で2件から3件、審議しております。

荻原委員 どのような例があるのですか。

事務局
(荒浪) 例えば、アンケート調査等を行う場合があります。

荻原委員 人・農地プランでアンケートを行う場合は、審議会は必要ですか。

事務局
(荒浪) 人・農地プランでの必要な情報の提供は農地中間管理法等において、認められておりますので、審議は不要となります。

会長 他に質問はありませんか。

それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第4号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第4号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」、報第2号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可取下げについて」。事務局から続けて報告をお願いします。

事務局
(川村) 報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

豊沢[]、畑、[]m²
[]、[]、耕作目的 ほか17件
計18件、[]m²でございます。

事務局
(浜本)

報第2号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可取下げについて」。
下記のとおり取下げ願いが提出されましたので、報告します。

今回、取下げ願いが提出された土地は、川井[]、田、[]m²及び川井[]、田、[]m²になります。こちらは、令和4年12月16日に長屋住宅敷地として転用許可を受けた場所になります。しかし、譲渡人の希望により、長屋住宅の建築計画が無くなったため、取下げ願いが提出され、承認されました。

以上、1件報告させていただきます。

会長

ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人